

# 衆議院法務委員会ニュース

【第201回国会】令和2年5月27日（水）、第12回の委員会が開かれました。

## 1 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人） 東京大学大学院法学政治学研究科教授 橋爪隆君  
公益社団法人被害者支援センターとちぎ事務局長  
公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事 和氣みち子君  
弁護士  
公認不正検査士 久保有希子君

（質疑者） 黄川田仁志君（自民）、浜地雅一君（公明）、松田功君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

・森法務大臣、西村内閣官房副長官、木村総務大臣政務官、宮崎法務大臣政務官、自見厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、立国社、公明、共産、維新、高井崇志君（無））

（質疑者） 吉川赳君（自民）、浜地雅一君（公明）、黒岩宇洋君（立国社）、日吉雄太君（立国社）、稲富修二君（立国社）、松田功君（立国社）、松平浩一君（立国社）、山川百合子君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

### 黄川田仁志君（自民）

- （1） 改正によって追加される危険運転致死傷罪の対象は十分なものとなっているか否か及び不十分であるならばどのような追加規定が必要と評価しているかについての和氣参考人の見解
- （2） 危険運転致死傷罪の個別具体的な類型化では類型に入らない行為を罰することができないことについての和氣参考人の見解
- （3） 危険運転致死傷罪の個別具体的な類型化では類型に入らない行為を後追いで法案化しなければならず被害者の心情に沿わないとの考えについての橋爪参考人の見解
- （4） 改正後の第2条第5号の速度要件を満たさずに死傷結果が生じた場合の危険運転致死傷罪の成否についての橋爪参考人の見解

### 浜地雅一君（公明）

- （1） 道路交通法の改正による「あおり運転罪」の創設の意義及び更なる要望について交通事故の被害者遺族としての和氣参考人の見解
- （2） 今回の改正で妨害目的の走行にクラクションやハイビームを多用する者の行為類型を対象とすることに関する法制審議会での議論の内容についての橋爪参考人の見解
- （3） 改正後の第2条第6号の妨害目的は高速道路上では認定されやすくなるおそれがあり処罰範囲が広くなりすぎるとのではないかと懸念に対する橋爪参考人及び久保参考人の見解
- （4） 改正後の第2条第5号の重大な交通の危険が生じることとなる速度の意義についての橋爪参考人の見解

### 松田功君（立国社）

- (1) あおり運転の悪質化や件数の増加等は近年に起こった変化であるか否かについての各参考人の見解
- (2) 犯罪被害者の苦しみやPTSDの発症等についての和氣参考人の見解
- (3) 本法案の成立により自動車運転者が各自の運転に慎重になることは重要ではないかとの考えに対する久保参考人の見解
- (4) 具体的な行為を構成要件とするとこれに該当しない場合もあるため、事故の被害者を救済できるよう、裁判官や裁判員の裁量が可能となるような規定振りにすべきではないかとの考えに対する橋爪参考人及び久保参考人の見解

#### 藤野保史君（共産）

- (1) 積極的に特定の車の通行を妨害する意図がなくても構成要件に該当するとされる改正後の第2条第5号の処罰範囲が広範に及ぶ可能性及びその処罰範囲を限定するための方策に関する法制審議会での議論についての久保参考人の見解
- (2) 改正後の第2条第5号の処罰範囲を限定する方策についての橋爪参考人の見解
- (3) 法律による規制以外であおり運転を防止するために必要だと考える方策についての各参考人の見解

#### 串田誠一君（維新）

- (1) 高速道路であおり運転を受けた相手方が恐怖を感じて自ら運転を誤りガードレールから飛び出してしまった場合における危険運転致死傷罪の適用についての橋爪参考人の見解
- (2) 「車の通行を妨害する目的」と故意とを明確に分離することができるか否かについての橋爪参考人及び久保参考人の見解
- (3) 相手方に対して不要な行為を行うとの主観的要素が「妨害」の概念に含まれるという理解をしなければ相手方の前方に進入する行為全般が物理的には「妨害」と解釈され得ることについての橋爪参考人及び久保参考人の見解
- (4) 危険運転致死傷罪の因果関係についての拡大解釈が進む懸念についての久保参考人の見解
- (5) あおり運転による死傷に対して未必の故意による殺人罪等が認定される可能性についての各参考人の見解

(政府に対する質疑)

#### 吉川赴君（自民）

- (1) 本法案の立法意義並びに改正後の第2条第5号及び第6号の構成要件の内容
- (2) ドライブレコーダーの搭載割合
- (3) 平成14年の飲酒運転に対する罰則強化以降の飲酒事故件数の推移
- (4) 指定自動車教習所で実施している運転適性検査の内容
- (5) 今後のあおり運転の抑制に向けた警察庁及び国土交通省の取組の内容

#### 浜地雅一君（公明）

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策ではない本法案をこの時期に審議する理由
- (2) 改正後の第2条第5号及び第6号の行為類型を危険運転致死傷罪に追加する必要性
  - ア 本法案の契機となった東名高速道路の事件の裁判において停止行為とその直前の行為の間に因果関係を認めて第2条第4号の危険運転致死傷罪が適用されたことを踏まえれば本法案は不要ではな

いかとの意見に対する法務省の見解

イ 現行の第2条第4号の「重大な危険が生じさせる速度」には低速と停止を含むと解釈すれば本法案は不要ではないかとの意見に対する法務省の見解

- (3) ハイビームやクラクションを多用する行為を危険運転致死傷罪の対象となる行為類型に含めなかった理由
- (4) 危険運転致死傷罪における通行妨害目的の意義
  - ア 具体的な通行妨害目的の意義についての法務省の見解
  - イ 妨害目的の意義は相手方の自由かつ安全な通行を妨げることを積極的に意図することであることの確認
- (5) 被害者車両に致死傷の結果が生じた後に第三者車両が追突した場合、被害者車両が回避したが直後に走ってきた第三者車両が追突をした場合及び被害車両が危険を回避した後しばらくたってから第三者車両が追突をした場合、それぞれについての通行妨害目的の認定の可否

#### 黒岩宇洋君（立国社）

黒川前東京高等検察庁検事長の不祥事

ア 黒川前検事長の処分のための調査

a 調査の態様

b 賭け麻雀の帰りに利用したハイヤーが記者のために手配されたものであると法務省が認定した根拠

c bの認定において賭け麻雀に参加した記者から事情を聴取しない理由

イ 正当な理由のない欠勤・遅刻又は病気休暇の虚偽申請等よりも検察官が繰り返し行った賭け麻雀を軽く処分することが社会通念上通用するか否かについての法務大臣の見解

ウ 処分の決定過程

a 懲戒権者と監督上の措置の措置権者が異なる検事長の処分内容について、両者間の意思疎通を図るための手続に関する定めの有無

b 当該処分に関し法務省から内閣として説明を受けた者

c 当該処分に関し内閣総理大臣と官房長官に説明を行った法務省の者

d 当該処分に関し法務事務次官から内閣に説明した際にその説明を受けた者

e 検事長の懲戒処分を内閣官房で担当する部署

f 法務省の示した処分案に対して内閣において「異論がない」旨の回答をした者

g 法務省の示した処分案に対して内閣において「異論がない」と判断した者

h 閣議以外の内閣の意思を決定する方法の有無

i 検事長が懲戒に当たらないと決定できる権限のある者

j 検察の信頼回復のためにも、訓告処分とすることを内閣が決めたと法務大臣が認める必要性

#### 日吉雄太君（立国社）

(1) 本法案

ア あおり運転が惹起される原因についての分析の実施の有無

イ 加害者車両がセンターラインを越えて対向車線走行中の被害者車両の走行を妨害した場合についての改正後の第2条第5号及び第6号の適用の有無

ウ 本法案の改正内容によるあおり運転への抑止効果についての見解

エ 本法案の施行に向けた法務大臣の決意

(2) 黒川前東京高等検察庁検事長の不祥事

ア 賭け麻雀の常習性を否定する根拠となった調査の方法

- イ 当該事案で問題となった3名以外の者との賭け麻雀を行ったか否かについての調査の有無
- ウ 過去3年間の賭け麻雀による金銭のやり取りの総額
- エ 黒川前検事長にとって新聞記者が国家公務員倫理規程上の利害関係者に該当したか否かの確認
- オ 賭け麻雀の際のハイヤー利用
  - a ハイヤーが新聞記者のために会社から手配されたものであるか否かの確認
  - b 黒川前検事長と同乗した新聞記者の目的地の方向は同じであったか否かの確認
  - c 目的地の方向が違うことを前提としてハイヤーの追加料金が発生したか否かの確認
  - d 調査をしていないにもかかわらず5月21日の調査結果で追加費用が発生した事実も確認できないと記載した理由
  - e 送迎についての追加調査の必要性についての法務大臣の認識

#### 稲富修二君（立国社）

- (1) 本法案
  - ア 改正後の第2条第5号の「車の通行を妨害する目的」の判断基準
  - イ 「車の通行を妨害する目的」は漠然と後続車を妨害することについての認識がある程度のもので足りるか否かの確認
  - ウ 「車の通行を妨害する目的」を認定する上でのドライブレコーダーの効用及び限界
  - エ ドライブレコーダーの映像が被害者の不利あるいは加害者の有利になる場合に証拠として採用され得るか否かの確認
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のために自宅待機を命じられた福岡空港の出入国審査支援業務従事者への賃金の不払い
  - ア 福岡空港における本年1月以降の外国人入国者数の推移
  - イ 福岡空港における出入国審査支援業務の委託業者に対する業務委託と支出金額の削減の内容
  - ウ 国が委託した事業において休業を命じられた従業員への賃金の支払いは委託事業に要した費用として国が負担すべきとの考えに対する厚生労働大臣政務官の見解
  - エ 国の業務の委託業者が従業員に自宅待機を命じた場合には、委託業者が休業手当を支払うよう国が指導すべきとの考えに対する厚生労働大臣政務官の見解
- (3) 黒川前東京高等検察庁検事長の不祥事
  - ア 黒川前検事長に対する処分のための調査検討結果は公表することを前提に法務大臣が決裁したもののか否かの確認
  - イ 法務・検察行政刷新会議において身内に甘い調査のやり直しを行う必要性についての法務大臣の見解

#### 松田功君（立国社）

- (1) 改正後の第2条第5号及び第6号について、あおり運転の加害者車両に被害者又は第三者の車両が追突し加害者が死傷した場合に当該事案の被害者と加害者を判断する基準
- (2) インターネットによる人権侵害
  - ア SNS上の誹謗中傷を苦に自殺した女子プロレスラーの事案についての法務大臣の見解
  - イ プロバイダーに対する書き込みの削除請求や発信者情報開示請求に時間がかかる現状を踏まえた迅速かつ効果的な被害者救済のための施策の検討についての総務省の見解
  - ウ インターネット上のヘイトスピーチや誹謗中傷に対する規制についての今後の取組
  - エ 不特定の者に対するヘイトスピーチをプロバイダー責任制限法の禁止事項とする必要性についての総務省の見解

**松平浩一君（立国社）**

- (1) インターネット上の誹謗中傷
  - ア インターネット上の誹謗中傷という新しい行為類型に対応して、刑法の侮辱罪の法定刑の引上げ、インターネット上の誹謗中傷に関する罪の新設及び多数人による侮辱罪の非親告罪化又は告訴の柔軟化を検討する必要性についての法務大臣の見解
  - イ 事業者が発信者情報の開示をするに当たり、情報発信者から事業者が責任を問われないようにするため、セーファーインターネット協会の取組を参考に、事業者の判断の助けとなる第三者機関を設置すべきとの考えに対する総務大臣政務官の見解
  - ウ インターネット上での誹謗中傷が多い理由として発信者の匿名性が原因であると考えられることから、コンテンツプロバイダーに本人情報を持たせるような制度が必要であるとの考えに対する総務大臣政務官の見解
- (2) 本法案
  - ア 改正後の第2条第6号の故意を認定するには、実行行為の時点でその走行している道路が「自動車専用道路」であることをどの程度認識している必要があるかについての法務省の見解
  - イ 自動車専用道路であることを知らないまま危険運転致死傷罪の対象となる行為をしてしまうことを防ぐため、自動車の運転者に対して本法案の内容を周知する方法

**山川百合子君（立国社）**

- (1) 本法案
  - ア 走行中の自転車に対して執拗に並走されたことによるプレッシャーの影響で停車するなどした後に事故が起きてしまった場合及び通行妨害を意図しない車線変更をしようとした車両に対して変更先の車線を走行中の後続車が前に入れさせまいとして加速したことによって事故が起きてしまった場合の本法案による危険運転致死傷罪の適用についての法務省の見解
  - イ 今回の法改正により期待される効果と積み残された課題
  - ウ 今回の法改正でも危険運転致死傷罪が適用できない事案が発生するなどによって法改正の必要性が生じた場合における法務省としての対応方針
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る支援策におけるラブホテルの取扱い
  - ア 新型コロナウイルス感染症に係る支援策に関し、ラブホテルの営業について、事業承継税制や中小企業強化税制の適用除外の有無、信用保証協会による保証の特例の対象外とされている理由、持続化給付金の対象外とされている理由及び雇用調整助成金及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の対象とされている理由
  - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律におけるラブホテルの営業の位置付け及びその位置付けとなった経緯
  - ウ ラブホテルの営業を性風俗関連特殊営業と規定している風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の見直しの必要性についての法務大臣の見解

**藤野保史君（共産）**

- (1) 本法案
  - ア 処罰範囲の明確化の必要性についての法務大臣の見解
  - イ 外形上は後続車両の妨害となり得る行為があることを踏まえた本法案の危険運転致死傷罪の処罰範囲の限定についての法務省の見解
  - ウ 高速道路上で渋滞中に後続車両による追突事故が生じた場合における過失運転致死傷罪と改正後の第2条第6号の危険運転致死傷罪の適用の区別についての法務省の見解

(2) 黒川前東京高等検察庁検事長の不祥事

- ア 5月26日の衆議院法務委員会での内閣と協議していないのかとの後藤委員の質問に対する法務大臣の答弁内容の確認
- イ 検事長の任命権者及び懲戒権者は内閣であることの確認
- ウ 内閣と協議はしたが、処分内容に関しては協議をしていないことの確認
- エ 処分内容に関して、処分権者である内閣と協議をせずに、法務大臣と検事総長で決定したことの確認
- オ 懲戒処分を行う場合は閣議請議を行うが、行わない場合には閣議請議を行う必要がないとする根拠
- カ 法務大臣が懲戒処分をしない決定を行い内閣が了承したとする法務大臣の答弁の趣旨についての法務省の見解
- キ 従来解釈と結論が180度異なる解釈を行うことは憲法で認められた行政権に基づく法律解釈の範囲を逸脱しているとの指摘に対する法務大臣の見解
- ク 検察官の勤務延長に関する解釈変更及び黒川前検事長の勤務延長に関する閣議決定を撤回する必要性についての法務大臣の見解
- ケ 黒川前検事長の勤務延長に関する閣議決定を撤回しない理由についての法務大臣の見解

**串田誠一君（維新）**

(1) 通行妨害目的の解釈

- ア 積極的に意図するという妨害目的の限定解釈をせずに法律の運用を行うことの問題点
- イ 積極的に意図するという文言が法律に明文化されていない理由
- ウ 法律には明文化されていないが国会審議において確認された解釈が将来的に変更される可能性

(2) 黒川前東京高等検察庁検事長の処分のように賭け麻雀を行ったとしても低いレートであれば情状酌量が認められるとする根拠

(3) 加害者の妨害運転と人の死傷結果との間の因果関係

- ア 因果関係の判断において適用される学説
- イ 危険の現実化論の適用における判断基準

(4) 改正後の第2条第5号において、停止した加害者車両に被害者車両が追突する以外の態様によって発生することが想定される事案の態様

(5) 被害者車両が前方に入ってきた加害者車両に追突し加害者が負傷した場合において、あおり運転の被害者が過失運転致死傷罪に問われる可能性

(6) あおり運転を受けている被害者車両の運転者が運転中にスマートフォン等で警察に通報することが道路交通法に抵触する可能性